

町並形成における土地と建物の関係

—足助にみる「土地先行型」「建物先行型」の諸相から—

溝口 正人

現代においては敷地の確定を経て建物が建てられる「土地先行型」が都市形成の前提とされているが、都市・町並の成立を歴史的に考えると、むしろ建物が先行する形で町並が形成される「建物先行型」が原初的であると指摘される。そこで本稿では斜面地に形成された豊田市足助の町並の現存遺構と敷地、居住者の関係の実態把握から、「土地先行型」から「建物先行型」へと展開する町並形成過程を例証し、必ずしも現代のように1対1に対応しない前近代の都市の土地と建物の関係の実態を指摘した。

キーワード：土地先行型・建物先行型・足助・町家・町並形成

1. はじめに

「都市史は土地の話ばかりでなかなか建築が建ち上がってこない。」との太田博太郎の発言を聞いたことがある¹⁾。以来30年を経て都市史研究は事例分析も増加し、より精緻となっている。筆者は、保存を前提としたいいくつかの伝建(伝統的建造物群保存地区)調査報告書を担当してきたなかで、都市あるいは町並みの生成について事例的に考察してきた。そこで本報告では、町並の現状分析から土地と建物が相互にどのような関係にあるか、足助(愛知県豊田市)における事例分析を行い²⁾、他の地域の事例と合わせて考察を行う。

特に本稿では、前近代における町並を形成する主体としての町家のモノとしての側面に注目する。従来の建築史では、町家のある種の歴史的な蓄積を反映した型、型式をもつ「建築」ととらえるのが一般的である。町家は、例えば2列5室片土間型など、典型的に把握される。しかし都市を形成するモノとしての町家は、屋根が架かり外部から隔てられた生活空間のハコである。このような即物的な視点も都市を空間的に捉える上で必要だと考える。

2. 町並形成における「土地先行型」「建物先行型」

現代における土地と建物の関係をみれば、建築基準法に示されるとおり、建物の建造には画定された敷地の存在は必須条件である。道路や街区、敷地割などで土地の形状が先行して決定され、この敷地形状を前提に建物は建てられる。敷地→建物の順で建物は成立し、その集積で町や都市は実体化する。現代では用途地区や容積率、高さや斜線、日影などの様々な規制で成立前の建物の形状や有り様までが条件付けられている。

前述した太田の発言に看取できるように、都市、あるいはその構成単位となる建物の集積としての町並の形成も、敷地の形状を規定する境界(それはまた規定された土地の所有と関連する)が定まり、そこに建物が建つ過程として一般的には理解される。しかし中近世の京都における町並形成を考察した土本俊和は、このような都市形成を「土地先行型」と呼び、都市の形成過程において「土地先行型」を前提にする理解に疑問を呈している³⁾。すなわち中世京都の町並の形成過程で野口徹が示したように⁴⁾、町並形成では建物が敷地割に先行するのであり、この指摘をもとに広く中近世京都の分析を進めた土本は、地割が施されてい

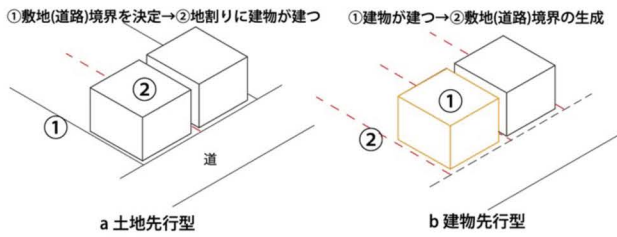


図1 土地先行型と建物先行型の模式図

ない土地に建物がまず先行し、その建物が土地の境界を規定することにより、地割が生成されるという「建物先行型」による京都の都市形成の実態を指摘した。土本はまた「建物先行型が本質的である」「建物先行型の過程は、状況が揃えば繰り返される都市形成の型である」と述べる。それぞれを図示するならば（図1 a、b）のようになる。

モノとしての建物の集積で3次元空間としての都市ができあがる場合、（図1b）にみるように建物が建つことで敷地（領域）が規定され、道や敷地境界が実体化する。（図2）は1992年に調査した中国雲南省大理市北郊の市の風景である。市の開催日に、主要道路沿いとその交差点に膨らむように設けられた広場では、傘が広げられた売り場がたち並んで仮設の街ができあがる。傘が常設の建物に変わり、このようなモノに依拠した領域形成が永続性をもつと町並や都市ができあがることになる。「建物先行型が本質的である」と述べる前掲土本の考察は、土地支配や税の徴収の問題も扱ってより深いものであるが、このような市の発生をみると、土本が本質的と捉える「建物先行型」のモデルそのものが十分魅力的である。傘の形式的な統一を町

家の形式性に置き換えるならば、この大理市の事例は、都市形成の原初的な形態とみることができる。

一方で土本や野口が対象とする京都は、地形としては土地は平坦で街区割りが容易であり、条坊制に基づいて格子状に街区が整備された計画都市でもある。このような京都での都市形成の理解が、どこまで普遍性を持ちうるか、さらには「土地先行型」「建物先行型」といった都市形成のプロトタイプが、どのような条件において実態としても有効なのか問題となる。

そこで以下では、愛知県の三河地域、伊那街道沿いの山間部の谷間の在郷町として成立した足助を分析対象として、現存遺構と敷地、居住者の実態と変遷の把握から、このような都市形成の理解の前提となる土地と建物の関係を考察することとしたい。

3. 足助の町並み調査からみる土地と建物

平成23年(2011)に愛知県初の重要伝統的建造物群保存地区に選定された足助は、三河から信濃伊那谷へ抜ける伊那街道（信濃道、中馬街道）沿いに、山間部と平野部をつなぐ物流の結節点として成立した在郷町である。足助は、三河湾沿岸から信州へ運ばれる塩の運搬の中継地として一般的に知られるが、平野部へ送り出す山間の物産の集積地でもあった。谷筋を流れて蛇行する足助川に沿った斜面地に町は形成されている（図3）。

伝統的建造物群保存地区策定のための調査では、建物調



図2 大理市洱海近郊 市の風景



図3 明治末年頃の足助の町並（絵はがきによる）

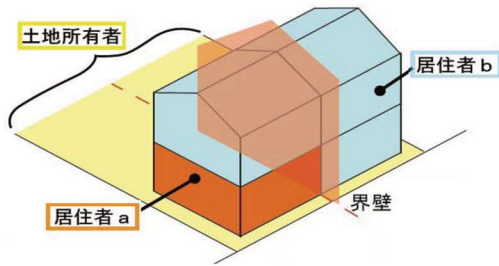


図4 町家を分割して使用した事例(本町09)

査をもとに現存する町並から遡及させて評価すべき時代の町並を想定(想像)し、改めて現状を価値付けて評価する。ここで評価すべき主体はモノとしての伝統的建造物の「群」である。本報告で採り上げる足助の場合、伊那街道という人流・物流の流路沿いに主屋がリニア(線形)に建ち並んで「群」の骨格が形成されている。町並の主体をなす町家主屋の建造年代は江戸後期が多く、同時代の町家としては2階のたちが高い点が特徴で、2階を白漆喰の塗籠とした重厚な町家が建ち並んでいたことが前掲古写真(図3)からも確認できる。主屋である町家が街道沿いに連担する足助の町並みの現状は、通り、敷地、建物が一体となった景観を示していて、「群」としての評価も現存するこのような町家の連続による町並にある。

一方で、土地・建物・居住者の関係をみていくと、足助では土地所有者(地主)・建物所有者・居住者が一致しない事例が確認できる。明治37年(1904)に建造された本町の事例(図6の本町09)は、調査時点では(図4)に示すような利用のされ方をしていたが、片土間型2列系平面の町家を桁行中ほどで東西2軒に分割し、それぞれを貸家としたものである(図5)。痕跡をもとに復原される当初平面とは関連しない室半ばの位置で界壁が設けられて分割されているが、この分割の界壁は所有者が設けるものという。一方で貸家となるそれぞれの内装、のみならず床を撤去したミセの土間化など間取りの改変、さらには雨漏りの修繕までが足助では借家人の側でなされるという。

現在の足助では、街道沿いの主屋を桁行方向で分割する

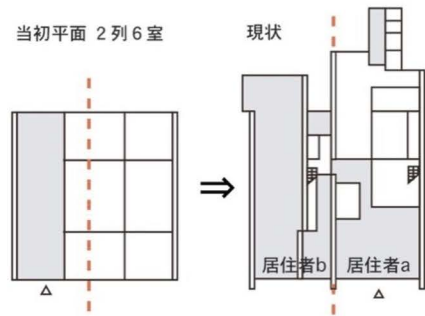


図5 (本町09)平面の変化

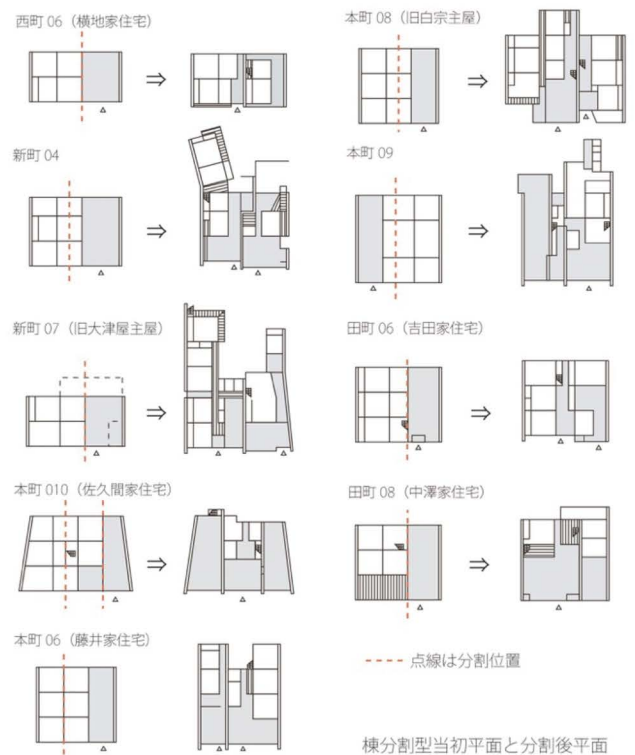


図6 足助における棟分割の町家の事例

「一棟分割型」の改変事例は珍しいものではない。実測調査を行った2列系平面以上の規模となる21例のうち9例が分割された事例である(図6)。これらは当初から長屋として計画されたものではなく、片土間型の主屋が分割されたものである。新町の事例(図6の新町04)は、国重要文化財の紙屋鈴木家住宅と同様な、足助の町家の古式と考えられる「鋸葺き」形式で5)、近世に遡る遺構である(図7)。もともとの所有者は不明だが、現在は間口中央で2分された界壁を境として所有を分かち(図8)。実測調査を行った西側所有者からの聞き取りによれば、借家として



図7 鑿葺形式 棟分割の事例(本町 04)

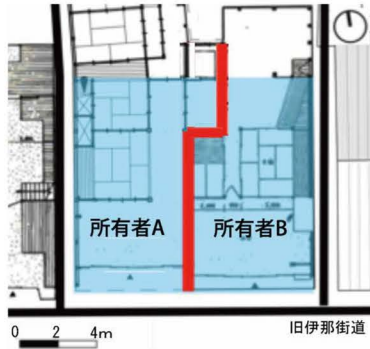


図8 (本町 04)界壁の位置

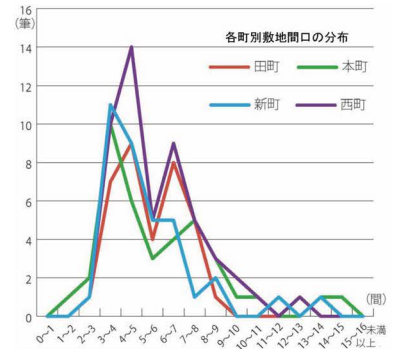


図10 各町別敷地間口の分布

入居したのち建物を買い取り、やがて旧所有者の要望により土地も買い取るようになったという。東半部は、同様な形で東隣地の居住者が住まいを拡張するために借用し、現在では所有している。足助では、土地建物の所有者が土地建物を売却する場合、まずは居住者に声をかけるという。その結果が現在の所有実態であるといえる。

町並調査をしていると、所有者から「かつて土地は二束三文で、建物に価値があった。」という話を聞く⁶⁾。伝統的建造物群保存地区の観点からは文化財としての町並の構成要素として位置づけられる町家も、経済的な観点からは不動産(モノ)であり、資産形成のための売買の対象である。足助では、遺構の年代は見当がつくものの、そもそも誰が建てたのかわからない事例が珍しくない。それは不動産としての価値が建物には大きく存在し、売買を通じて継承されてきた証しといえる。上記した一棟の建物に界壁を設け、間取りを大きく改変して別々の居住者が使用している事例は、室空間を生み出すモノ(ハコ)としての建物に価値があった時代の価値観と利用形式が、今日まで引き継がれている事例とみることができる。新町04で生じた建物の分割から土地の分筆に到る過程は、「建物先行型」の動態を示したものとみることができるだろう。さらに本町09(図5参照)の事例にみた(図4)のような利用の実態は、界壁で区分される2次元的な分割をこえた立体的、重層的で錯綜した状況を生み出す。逆にこのような状況は、建物の取り壊しを容易とはしないから、古い町家の更新を阻止してきた一因ともなっている。



図9 明治17年地籍復元図

4. 足助の敷地割にみる近世の計画性

足助の町の成立年代は明確ではない。15世紀前半に造営された国重要文化財の足助八幡宮本殿は同時代の在り地勢力の存在を示している、史料上は南北朝時代における足助氏、戦国時代における鈴木氏の活動が確認できるから、中世には足助に何らかの集落が形成されていたと考えられている。ただし足助氏居館跡とされる香積寺、山頂に戦国時代の掘立柱建物が検出された真弓山城、いずれも現在の町並との直接的な関係性は見出しにくい。本町とは足助川を挟んで対岸、信濃道と鳳来寺道(山間部を東へ抜けて鳳来寺へいたる道)の分岐点に当たる西町の東半部分が「古町」と呼ばれている。この古町が中世における集落の位置を伝える可能性があるが、現状の敷地割からは中世の実態は読み取れない。

現在のように伊那街道沿いに西町・新町・本町(東町)・田町の線形の町並が形成されたのは、江戸時代に入って脇往還としての信濃道(伊那街道)が整備されてからと考え



図11 本町北側での側溝の事例

られる。では近世において屋敷地の割り付けはどのように行われたのか。足助の地割が復原できる最も古い史料は明治17年の字絵図で、近世の遺構が多く残る現状からみて、地割に近世からの大きな変化はなかったと考えられる。明治17年の字絵図において地籍の枝番を外して近世の状況を見ると(図9)、敷地割は街道沿いに短冊形に割り付けられていて、間口の平均は5.6間となる。屋敷地を広く構えた年貢仕送り人など一部の上層商家を除き、4~5間、6~7間のふたつに間口分布の山があり、敷地間口に基準が存在したことをうかがわせる(図10)。

敷地割が町成立当初に計画的になされたであろうと推測させるモノとしての存在が、敷地境界に通された水路で

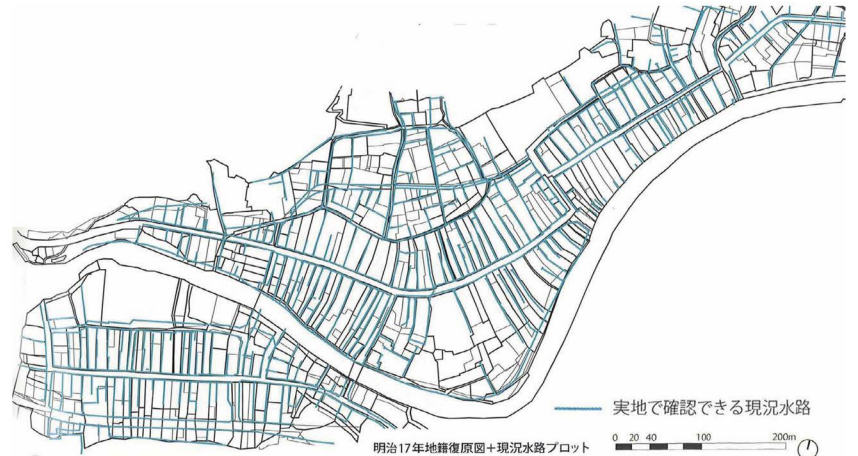


図12 現況水路プロット図

ある(図11)。新たに明治時代に開削された町並東部の新田町を除き、隣地境界には自然石を積み上げて作られた雨水の排水を担う水路が町並全体に残る(図12)。石積みで造られた排水路は後から入れるのは困難で、町割の当初からと考へざるをえない。逆に水路が入らない隣地境界は、後になって分筆されたことの証左となっている。一方で紙屋鈴木家のように間口が大きな屋敷の場合、現存する建物の床下に合筆を示す旧水路が残る。足助は斜面地に造成された町であり、排水は昔から重要な問題であったであろう。敷地境界の変更が容易な平地とは異なり、斜面地である足助ではある種の「土地先行型」となるインフラ整備がなされて近世の町の骨格が作られたといえる。

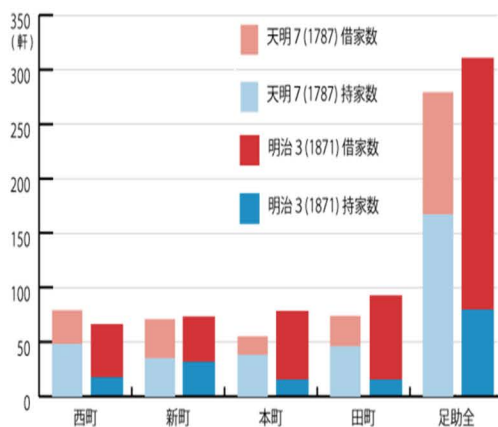


図13 各町別借家率グラフ

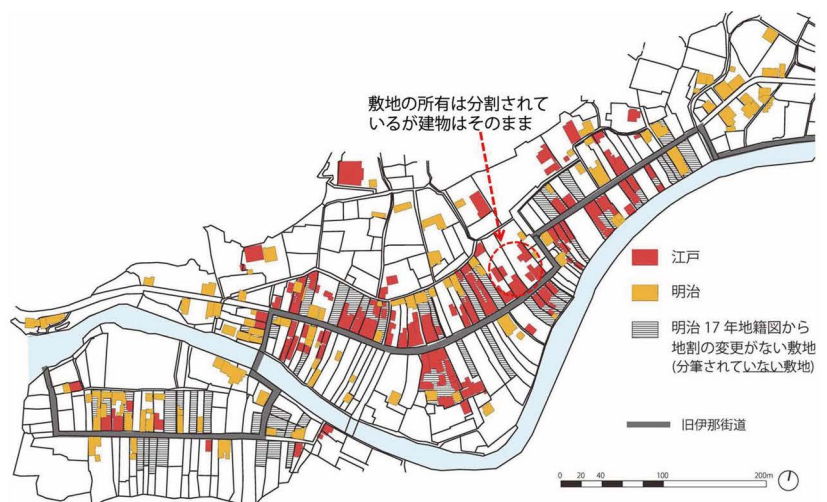


図14 敷地の分筆と建物の現況

5. 足助における資産としての建物の集積と継承の実態

物流で資本を蓄積し成功を取めた近世足助の在郷商家たちは、金融業などを営む在郷資本家として成長し資本としての土地を足助内で集積していく。丸山の研究によれば⁷⁾、天明7年(1787)と明治3年(1870)を比較すると、明治の段階で著しく借家率が上がっていることがわかる(図13)。本町や田町では借家率は8割を超える。ただし江戸後期から明治にかけての持家率の低下と借家率の上昇は、そのまま借家に対応した長屋への建物の建て替えによるものではない点には留意する必要がある。

前掲、明治17年地籍図(図9)と現在の地割と比較すると、約2/3の敷地が分筆されているが、分筆された敷地に建つ建物261件のうち、94件は江戸・明治期の建物である(図14)。建物は資産としてそのまま継承され、分割利用の実態に合わせて土地が分筆されている。そして土地が分筆されて江戸・明治期の建物が継承されている事例で注目されるのは、現存遺構で「一棟分割型」として(図6)で言及した間口方向の分割である。

建物が国重要文化財に指定されている紙屋鈴木家とともに19世紀以降、領主である旗本本多氏の土分となり足助の年貢仕送人を勤めた在郷商家である小出家には、所有する借家の建物構成を示す資料『建物絵図』と『家屋絵図』が存在し、小出家が所有した借家の建築的な実態が判明する。『建物絵図』は明治14年10月の年記が入る冊子で、

土地の筆ごとに建物の外郭線と建物種別が記入される。同様な体裁を採る『家屋絵図』は、接道の有無や水路など敷地の状況、建物の主要な柱が記入される点が『建物絵図』より詳細で、建物の構造や平面が推測可能である。『建物絵図』に比べて、分筆に合わせた付属屋の充実、改変が進んだ状況を示しており、作成年代は下るものと考えられる。『建物絵図』に36敷地、『家屋絵図』に29敷地が掲載される。足助の町並の東半部、小出家が居住する田町が多いが、本町や西町にも所有地は及んでおり、自宅付近で営んでいた醸造などの事業地ではなく、資産として土地と建物を所有していたことがわかる(図15)。

先行する『建物絵図』をみると、一敷地の中に主屋を示す「本屋」(ほんや)の文字が複数書き込まれているものが25敷地中16敷地ある。『家屋絵図』によれば、建物を界壁で分割し、各区画に土間を設けて使用している様子も把握できる。同一敷地で両絵図を比較すると、『家屋絵図』の方で建物の拡張がされているものが10敷地、付属屋(便所・井戸・蔵など)の追加がみられるものは14敷地ある。

実際、各敷地でどのような変化が生じているか。田町の一例を挙げると(図16)、主屋となる前面建物は両絵図ともに間口7間半の主屋が2間半×3軒に分割されている点で同様だが、背面の付属屋をみると『建物絵図』では本屋3軒に対し便所が1ヶ所と、分割に対応した配置となっていないが、『家屋絵図』では本屋の分割に対応して、便

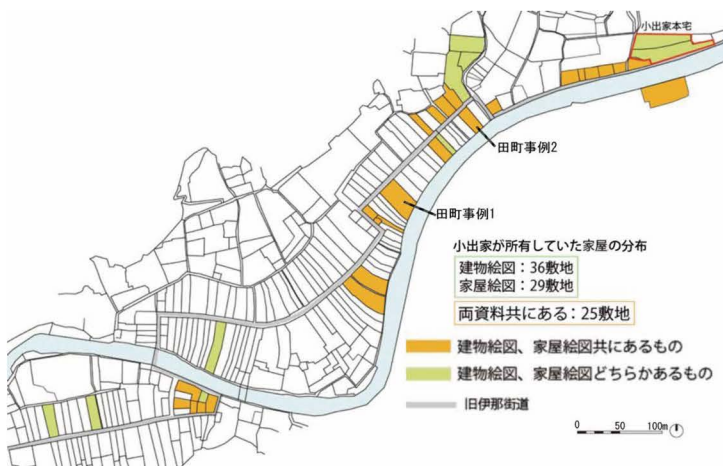


図15 明治前期 小出家所有土地分布図

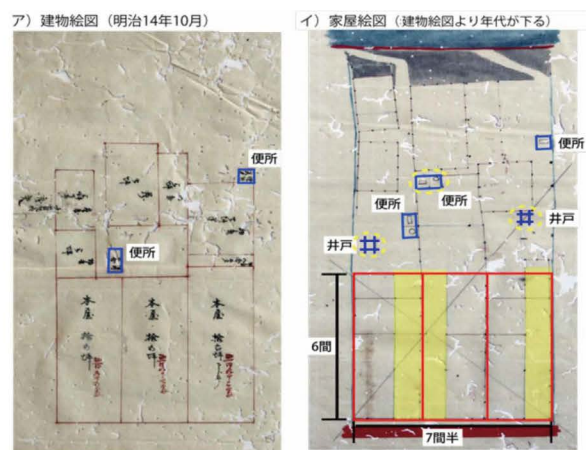


図16 建物絵図と家屋絵図の比較(田町事例1)

所が3カ所設けられ塀で区画されていることがわかる。

同じく田町の事例では(図17)、『建物絵図』では2軒の本屋の背面の付属屋は、東側では台所と蔵が続き、西側では座敷が続く。足助の主屋は原則東側に土間を設けるので、この背面付属屋の構成は2軒の本屋が1棟の建物である状態に対応し、分割改築して2軒の借家(本屋)としたものであることを示している。一方『家屋絵図』では、分割された本屋にあわせて、共有する井戸を境に背面の敷地が塀で東西2分されて、区画それぞれの便所、土蔵が整備されている。本屋には土間境を示すと考えられる仕切り線が入るが、それぞれの裏庭に対応して狭い幅となる西側が土間筋であったらしい。このように当初の平面と関係なく建物を分割することは、軸組構造の骨格を無視した分割である。しかし(図6)で見たように、現存遺構でも同様な分割は足助では珍しくない。

近世後期から近代にかけての足助では、屋敷地の売買は盛んであったようで、近世に遡る遺構も所有者を変えながら継承された。現存遺構が示すような2列系以上の規模を有する町家は、棟ごとの外観や基本的な規模は変えないまま、より利用しやすい小間口に分割・改造され、貸家となった。近世後期から近代にかけての借家人の増加は、このような町家の変容を別の形で示したものとみることができる。大規模町家の分割細分化は、建築的な町家の有り様からみれば改悪ともとられかねないのだが、見方を変えれば、このような分割された町家の存在は商業地としての足助の発展を示しているということであろう。

6. 土地と建物の関係の多様性

6-1 足助の町並形成の段階的理解

近世前期に成立したと考えられる足助の町並は、短冊形の敷地形状、敷地境界に入れられた水路の存在が計画的なインフラ整備を示している。そしてその敷地割に従って、建物が建ち並んだ。ある種の「土地先行型」の町並形成で始まったということが出来る。

ア) 建物絵図 (明治14年10月)



イ) 家屋絵図 (建物絵図より年代が下る)

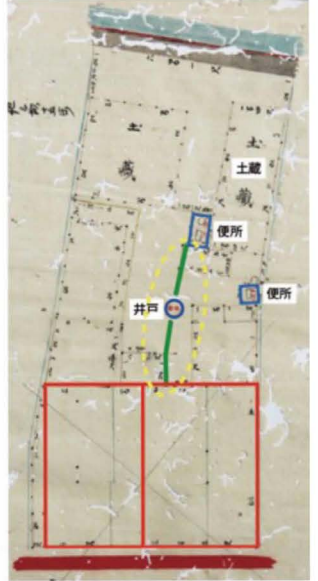


図17 建物絵図と家屋絵図の比較 (田町事例2)

近世後期から近代にかけて、在郷商家に集積した資本としての家屋敷の活用として、すでに存在した町家を界壁で分割し、借家に転換する変化が進んだ。その後、付属屋の追加により借家としての整備が進んだことが、小出家文書からわかる。前述の通り足助では、家屋敷を所有者が手放すとき、第一に優先される買取先は居住者であるという。資本家が借家を手放すとき所有の分割が進む。結果、建物はそのまま残り、建物の界壁や、建物と建物の間など、建物の利用実態に合わせて新たな土地境界線が規定されることになる。このような「建物先行型」ともいえる変化が、二次的に生じたのである。このように足助においては、「土地先行型」「建物先行型」の両方の要素をもって町並が形成されてきたといえるだろう。

足助で明らかになったモノとしての町並は、土地を資本とし、建物が土地に従属するという現代における土地と建物の関係が、必ずしも前近代では必須ではないことを示している。足助においては斜面地という条件で、インフラとしての排水路がある種の規則性を持ちながら敷設され、水路の間隔で規定される敷地に建物が建ち並ぶことで一次的な町並みが形成された。以後、時には敷地が合筆され、

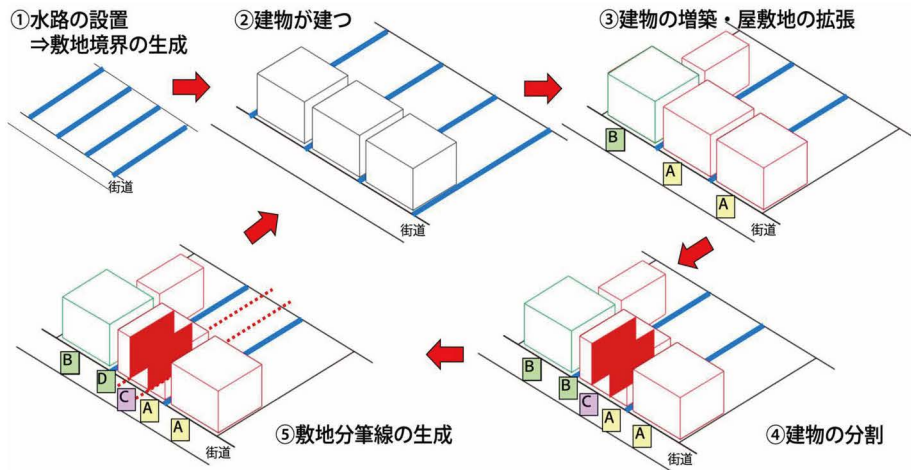


図 18 足助にみる町並形成での土地・建物の循環

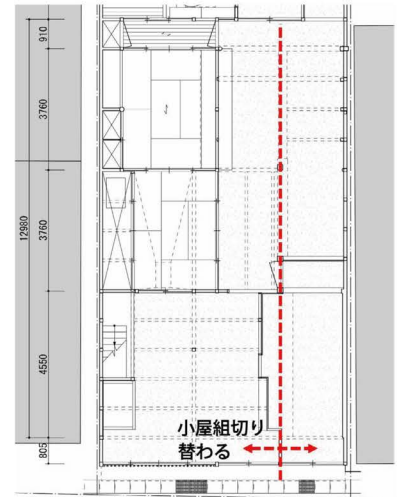


図 19 後藤家 1階平面



図 20 a 後藤家前面外観 (左) b 背面外観 (中) c 小屋裏に残る妻壁 (右)

また長屋的な建物の分割が土地に反映されることで敷地間口で分筆され、土地と建物（家屋敷）が細分化することとなった。あるいは旧紙屋鈴木家のように、合筆した隣地にはみ出す形で建物が建つ事例も確認される。

近世から近代にかけての足助では、時には土地先行、あるいは建物先行に類する形で常に土地と建物の関係が更新される、循環の構図をよみとることができる（図 18）。一方で土地先行にせよ建物先行にせよ、モノ（建物）と土地（敷地割）との関係性は、絶対的なものではないことが指摘できる。以下では、土地と建物それぞれの自律性、あるいは関係の多様性を示す事例を紹介したい。

6-2 隣家を取り込み空間を拡張させた町家

岐阜県揖斐川町三輪地区は、近世に揖斐川沿いの沖積地の街道沿いに形成され、交通の要衝として発展した在郷町で、町並調査報告書が刊行されている⁸⁾。三輪の中町に残る、かつて醸造業を営んでいた後藤家の主屋は、間口 4 間、

奥行 7 間半、1 階は西側を居室、東側 2 間をトオリニワとする片土間型平面の町家と理解される（図 19）。前面通り沿いの立面も間口 4 間に大屋根が架かり一体となっている（図 20a）。しかしながら背面に明瞭のように（図 20b）、土間東側 1 間幅は、構造体はそのままに隣家の主屋の一部を取り込んだものであることが、ツシ 2 階に残る妻壁と小屋組の現状から分かる（図 20c）。西半の間口 3 間分は、和釘を使用した小屋組の現状、濃尾地震（明治 24 年）での罹災の痕跡が認められることから、明治初期以前の建造で、震災を経て残った遺構であることがわかる。後藤家の購入の経緯から東側 1 間を取り込んだのは明治末頃とされる。あるいは隣家を取り込む契機が、濃尾地震での罹災にあった可能性がある。

東隣地の建物を取り込んでミセ空間が拡張し、外観、平面であたかも 1 軒の町家であるかのように整えられている後藤家主屋は、片土間型平面の空間と、モノとしての建物が整合しない事例である。そして揖斐川三輪地区では、



図22 旧清水家住宅 変遷図

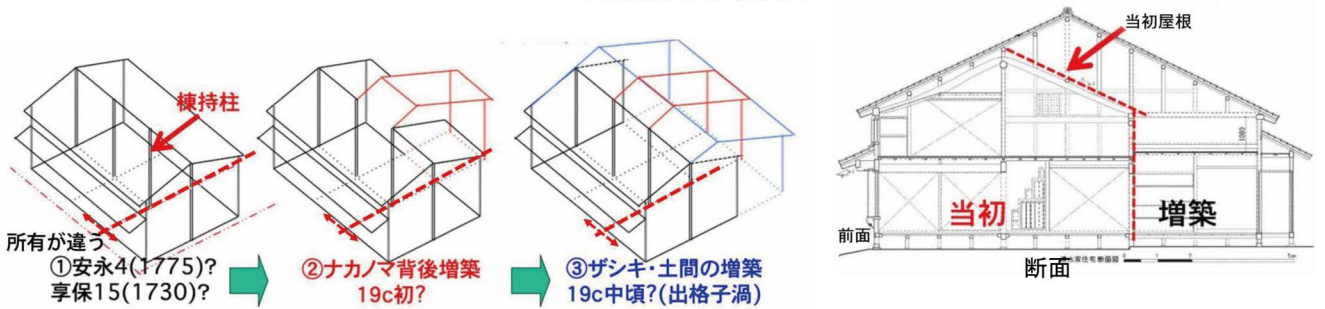


図21 旧清水家住宅 修理前外観(左)・修理前内観(右)

このような敷地割と建物が一致しない事例が特異ではないという9)。この事例は、土地と建物がモノとしては必ずしも同調しないことを示している。

6-3 隣地へ越境した町家

岐阜県大垣市、旧中山道の宿場町である美濃赤坂宿の中ほど、日本陣敷地の向かいに残る旧清水家住宅は、代々清水佐兵衛を名のり「米佐」と称し米屋を営み、町役人を務め苗字帯刀を許された清水家の居宅である。清水家は近代には医業に転じて屋敷地で診療してきたが別敷地へ移転し、本拠の家屋敷は空家となった。主屋の建造年は安永4年(1775)、あるいは享保15年(1730)とも伝える。部材は古く18世紀に遡る遺構と判断され、赤坂宿で最古級の町家として市指定重要文化財となっている(図21)。

主屋の現状は間口5間弱、奥行き6間の規模で、西側3間半を居室、以東を土間とする片土間2列6室平面である。ただし小屋組の現状に増築のプロセスが明瞭に残り、もとは室列が前2列までの棟持ち柱形式の町家であり、背面を2段階にわたって増築して現在の形状になったことが分

かる(図22)。注目すべきは土地の所有で、土間筋以東の所有者は別であり、聞き取りによれば、隣地の借用は土地所有者も了解していることだという。

生業の隆盛に伴う主屋の充実が目的か、主屋間口の拡大の理由はわからない。しかし他人の土地へ越境する形で主屋が1棟の町家として整備され、250年にわたって土間部分は借地の状態が維持されていることになる。この事例は、前近代において土地と建物とを対応させる意識が極めて希薄であることを示している。

三輪地区は掛斐川河岸の平坦地にあり、水路は各敷地の背割りと主要道路の中央を通るが、隣地境界を区画する水路はない。美濃赤坂も比較的平坦な土地に宿が形成されていて、周辺と町地を区画する水路は存在するが隣地境界の水路は存在しない。そのような立地では敷地境界は極めてあいまいな存在で、隣接建物の取り込み、隣地への越境は容易である。そのような立地では、用地さえ確保できれば、ハコとしての町家は敷地割や建物の形式性の縛りなく自由な間口が採り得たということ、以上みた土地と建物の関係が示しているといえる。

7 おわりに

以上、足助の町並形成を土地と建物の関係からみると、斜面地という立地条件から水路の敷設により敷地間口が規定されるという「土地先行型」で近世の町割ができあがり、やがて建物の分割利用が敷地の分筆をもたらす事例や取り込んだ隣地に越境して建物が建つ事例のような「建物先行型」の2次的な展開が認められることを明らかにした。そして建物の分割・拡張の事例からは、敷地と建物の関係は相互に依存するものではなく自律的であること、また町家のある種の形式性をもつ「建築」ではなく、モノとしてのハコとみる視点は、都市形成の観点からは実態に即していることを指摘した。

付記および謝辞

本稿は2023年2月18日開催の日本建築学会歴史意匠委員会都市史小委員会シンポジウム・シリーズ都市空間の物質性(マテリアリティ)、第4回「物質性が示す都市のかたちとイメージ」資料集掲載原稿をもとに、シンポジウム当日のシンポ報告者および参加者との意見交換による知見をもとに加筆修正を行ったものである。また足助および揖斐川町三輪地区の調査における敷地と建物の関係の分析は、共同研究者である向口武志博士による部分が大きい。記して関係者に謝意を表す。なお本稿は科学研究費補助金(基盤(C)課題番号21K04468 研究代表 溝口正人)および科学研究費補助金(基盤(B)課題番号20H02337 研究代表 野村俊一)の成果の一部である。

注記

1) 1992年10月7日開催、筆者が参加した日本建築史研

究会での発言。

- 2) 本稿における足助の考察は『足助 伝統的建造物群保存対策調査報告書』足助伝統的建造物調査会(代表 溝口正人)編、豊田市教育委員会 2010.12 によっている。
- 3) 土本俊和『中近世都市形態史論』中央公論美術出版 2003、総論9 家屋敷
- 4) 野口徹『中世京都の町屋』東京大学出版会 1978
- 5) 『豊田市指定文化財 旧紙屋鈴木家住宅調査報告書』豊田市教育委員会 2013.2、第5章参照。
- 6) 足助および有松の町並で複数人からの聞き取りによる。地子免とならない限り、近世の屋敷も年貢地であるが田畑より年貢高は低い。明治以降、課税上の地価は宅地が田畑地価を上回り設定されたので、改めて地目の変更願がなされた事例が確認できる(岐阜県可児市『野口家文書』「地券書換願下[26]-28」、明治13年、参照)。
- 7) 丸山豊「在郷町足助の研究」『歴史研究』16号、愛知教育大学歴史学会 1968
- 8) 本稿における揖斐川の考察は『揖斐川町 三輪地区 町並調査報告書』揖斐川町 2016.3。
- 9) 注8報告書、第2章(向口武志および松井理紗執筆)において編年的に詳細な分析がなされている。

図版出典

図 3,5,6,7,8,9,10,12,14, : 注2報告書。13,15,16,17 : 上村朝子『足助における土地利用と町家の平面構成の変遷に関する研究』名古屋市立大学大学院芸術工学研究科平成23年度修士論文所収図に加筆。19 : 注8報告書。以外は溝口作成・撮影